

正平十八年 癸卯
貞治二年 京都

紀元二〇二三

五月十九日。後光嚴院、中院通氏に、江沼郡額田莊及び加納八田莊等を安堵せしめ給ふ。

【中院文書】

五〇七

加賀國額田莊并加納八田莊、中山如法三寶院敷地等、任通冬卿去後正月廿三日置文管領不可有相違之由、天氣所候也。仍執達如件。

貞治二年五月十九日

(御子左爲選)
權中將 在判

謹上 中院少將殿

五月二十日。嶋田光次、珠洲郡本光寺に若山郷下包正名の田地を寄進す。

【本光寺文書】 珠洲郡

五〇八

寄進 馬繫浦本光禪寺免田の事

合壹段者 在坪ハ若山郷下
包正名内路所々

右件之免田ハ、光次知行分として永代寄進申處也。但彼田

にをいては、子々孫々一族とがうして、後々に若違亂煩申旨候はゞ、永(不孝)ふけうたるべく候。尙々いさゝかも煩候ハゞ、公方の沙汰として子細あるべからず。又臨時夫やく、ながくちやうじすべし。仍爲後日寄進狀如件。

貞治貳年五月廿日

嶋田六郎光次 在判

七月廿九日。幕府、長木工左衛門入道珠阿の後家法信に、先に闕所としたる羽咋郡土田上村の内の地頭職を還付す。

【長家傳書】

五〇九

能登國土田上村内長木工左衛門地頭職事、爲闕所之旨有、其沙汰、被付政所方祈所之處、令備進珠阿讓狀之上者、所止祈所之儀也。者、依仰執達如件。

貞治二年七月廿九日

(新破義將)
治部大輔 在判

長木工左衛門入道後家

(文和二年六月二日の條參照。)

十一月十五日。のりのぶ、甥十郎ひでつらに、

鳳至郡櫛比莊の内の田地を讓與す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五一〇

ゆづりわたすのとのくにくしゝのしやうのうちかわしりの田はだけの事

右のところは、のりのぶがさうでんのそりやうたるあいだ、おい十郎ひでつらに、ことなるこゝろざしあるによ(永代)て、ゑいたいゆづりわたすところ也。たのさまたげあるべからず。もしのりのぶがしそのうちに、いらんわづらいおいたさば、ふけ(不孝)としてのりのぶがあとおちぎやうすべからず。よてゆづりじやうくだんのごとし。

ぢやうぢ二年十一月十五日 のりのぶ 在判

(十郎ひでつらが、康安元年十二月廿五日の條の長谷部秀連と同人なりや否やは知るべからず。)

正平十九年 甲辰

貞治三年 京都

紀元二〇二四

八月廿二日。鳳至郡八幡寺大般若經第六百卷書

寫成る。

【八幡寺大般若經奧書】 鳳至郡

五一一

大般若波羅蜜多經卷第一

貞治三年七月四日於能州上町野佐野寺書了。

【八幡寺大般若經奧書】

五一二

大般若波羅蜜多經卷第一百

能州上町野庄八幡宮常住

建曆二年歲次壬申二月 日一校了。

願主能州若山御庄大谷住 平兼基

奉修復黃染并軸表紙帙箱唐櫃等也。(者脱カ)

貞治三年甲辰八月廿三日 大願主當庄預所菅原尙重

【八幡寺大般若經奧書】

五一三

大般若經第三百三

元久三年歲次丙寅六月八日申書畢時書畢。

高座山住 僧 珠慶